○総務省告示第百三十七号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第四項の規定に基づき、平成二十九年に発生した災害に係る同条第一項の地方公共団体を次のように告示する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

都道府県名	郡名	市町村名
福岡県	朝倉	朝倉市
		東峰村
大分県		日田市

○総務省告示第百三十八号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、平成二十九年に発生した災害に係る令第四十三条第一項の地域、令第四十四条第一項の市町村及び令第四十五条第一項の地域を次のように告示する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

一　令第四十三条第一項の地域

同項第一号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	郡名	市町村名
奈良県	吉野	下市町
福岡県	朝倉	東峰村

二　令第四十四条第一項の市町村

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県		久慈市、奥州市、滝沢市
宮城県		角田市、栗原市
	亘理	山元町
秋田県		横手市、由利本荘市、大仙市、仙北市
	南秋田	五城目町
福島県	南会津	南会津町
	東白川	棚倉町
	相馬	新地町
新潟県		長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、上越市、魚沼市、南魚沼市
	東蒲原	阿賀町
福井県		小浜市、越前市
長野県		飯山市、佐久市
	南佐久	佐久穂町
	上水内	飯綱町
三重県		伊賀市
	度会	大紀町
	南牟婁	紀宝町
京都府		宮津市、京丹後市
	相楽	南山城村
	与謝	与謝野町
兵庫県		洲本市、豊岡市
	美方	香美町
和歌山県		海南市、新宮市
鳥取県		鳥取市、倉吉市
島根県		浜田市、益田市、雲南市、大田市
	邑智	邑南町
岡山県		新見市、赤磐市、美作市
	久米	美咲町
広島県	山県	北広島町
福岡県	朝倉	朝倉市
		東峰村
大分県		中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、杵築市
鹿児島県		霧島市

三　令第四十五条第一項の地域

㈠　農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県		奥州市
宮城県	亘理	山元町
秋田県		大仙市
	南秋田	五城目町
福島県	相馬	新地町
新潟県		長岡市、小千谷市、十日町市、見附市、上越市、魚沼市、南魚沼市
	東蒲原	阿賀町
長野県		飯山市、佐久市
	南佐久	佐久穂町
	上水内	飯綱町
三重県		伊賀市
	度会	大紀町
	南牟婁	紀宝町
京都府		宮津市、京丹後市
兵庫県	美方	洲本市、豊岡市
		香美町
和歌山県		海南市
鳥取県		鳥取市
島根県		浜田市、益田市、雲南市、大田市
	邑智	邑南町
岡山県		新見市、赤磐市、美作市
	久米	美咲町
広島県	山県	北広島町
福岡県	朝倉	朝倉市
		東峰村
大分県		中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、杵築市

㈡　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
秋田県		横手市、由利本荘市、大仙市、仙北市
	南秋田	五城目町
福島県	南会津	南会津町
新潟県		長岡市、加茂市、十日町市、上越市、魚沼市、南魚沼市
	東蒲原	阿賀町
長野県		佐久市
京都府		宮津市
鳥取県		鳥取市
島根県		浜田市、雲南市
福岡県		朝倉市
	朝倉	東峰村
大分県		中津市、日田市、臼杵市、津久見市